

宮城県農地集積アクションプラン

平成26年9月

宮 城 県

目 次

I	はじめに	1
1	プランの策定趣旨 基本方針に掲げる目標 農地集積アクションプランの取組方針	
2	計画期間	
3	年度別農地集積計画	
II	農地集積に関する現状と課題	2
1	本県における農地集積の現状と課題 (1)担い手(人)に関する課題 (2)生産基盤に関する課題 (3)その他	
III	農地集積に関する主要課題の解決に向けた取組	4
1	担い手に対する重点的な農地集積の推進	4
(1)	担い手の育成支援	
(2)	新規就農者・新規参入者支援	
(3)	人・農地プラン等の推進	
2	農用地の集積による効率的利用の推進	6
(1)	基盤整備事業との連携	
(2)	水田のフル活用	
(3)	園芸・畜産の振興と農地集積	
(4)	農業の多面的機能の維持・発揮	
(5)	中山間地域等の条件不利地対策	
3	農地中間管理事業の推進	9
(1)	農地中間管理事業の普及啓発と円滑な実施	
(2)	重点的に推進する地域への支援	
(3)	プランの推進 関係機関との役割分担	
	資料等	13
・	別表1 各年度別担い手への農地集積目標及び年間集積面積	
・	図1 宮城県農地集積推進体制	
・	表 農地中間管理事業における重点的に実施する地区（モデル地区）一覧	
・	表 宮城県農地集積アクションプランの関連施策一覧	

宮城県農地集積アクションプラン

I はじめに

1 プランの策定趣旨

これまで県は、「みやぎ食と農の県民条例」が掲げる目標の実現に向け、同条例第8条の規定により策定した「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づき関連施策の実施を進めており、その中で地域農業の担い手の育成や農地集積推進に関する取組を展開しているところです。

今般、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が平成26年3月1日に施行され、農業の生産性の向上を目的とした新たな仕組みが始まりました。県は法に基づき策定した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）において、おおむね10年後における担い手への農地集積を9割とする目標を掲げました。（表1）

基本方針に掲げる目標

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標
 - ・おおむね10年後における担い手（※）への農地集積率9割
- 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
 - ・担い手が利用する農用地の分散錯ぼ等の状況を把握し、連たん化・団地化を進め、担い手経営体の大規模化、生産の効率化・高度化等を図る。

※担い手：基本方針では、認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、基本構想水準到達者、集落営農組織（集落内を一括管理・運営）を地域農業の担い手と位置付けています。

表1

区分	現況 (平成22年度)	目標 (平成35年度)
耕地面積（A） うち担い手が利用する面積（B）	129,600ha 59,090ha	129,600ha 116,640ha
(B) / (A)	45.6%	90%

県は、基本方針の目標を実現するため、農地中間管理機構や市町村、農業協同組合等の関係機関と連携して一体的に取組を展開するため、本アクションプランを定めます。

農地集積アクションプランの取組方針

- 県は、基本方針の目標達成に向け、農地集積推進本部を中心に関係機関と連携を図りながら、関連施策を効果的に実施し、担い手への農地集積を推進します。
- 県は、農地中間管理機構、市町村、市町村公社、農業協同組合等の関係機関と一体となり、農地の集積・集約化に向けた取組を積極的に展開します。

2 計画期間

計画期間は平成26年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とします。ただし、その間の社会情勢等の変化により必要が生じた場合は、計画を見直します。

3 年度別農地集積計画

計画期間中の各年度における農地集積目標を別表1のとおりとします。

なお、担い手への集積形態の内訳は、所有、借入、農作業受託を合わせたものであり、農地中間管理事業を含めた借入は集積率全体の約5割を見込んでいます。

II 農地集積に関する現状と課題

1 本県における農地集積の現状と課題

本県の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、平成22年度における主な担い手への農地集積率は45.6%になっています。しかしながら、生産現場を支える農業者の平均年齢は65.2歳(H22年)、65歳以上の割合が約6割と高齢化が進んでいます。加えて、TPPの議論や米価下落などの農業を取り巻く環境はますます変化しており、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。

また、中山間地域に限らず、耕作放棄地の発生は増加傾向にあり、新たな担い手の掘り起こしや地域営農の在り方等が一層問われています。

県内の各地域における実情として、以下のような事項が地域農業を取り巻く課題

として挙げられ、その解決が求められています。

(1) 担い手（人）に関する課題

○人と農地関連

委託者（出し手）側

- ・顔が見え信頼できる者に任せたいという意向が多い。
- ・不在地主や未相続農地の増加により、農地集積が困難な状況が増えている。
- ・地区内では、高齢化や担い手不足が進んでおり、受け手農家を個人で探すには限界がある。

受託者（受け手）側

- ・経営の効率化も踏まえ面的まとまりのある農地を優先的に借り受ける傾向にある。
- ・担い手経営者の高齢化も進んでおり、地域農業の維持には、新規就農者や認定農業者の安定的な確保・育成が求められている。
- ・集落営農組織の法人化等が十分でなく経営の体質強化が必要である。
- ・東日本大震災後、津波被災地域などでは農業者による新たな農業法人の設立や外部企業による農業参入の実例、相談が増えており、今後も増加する見込みである。
- ・これまで非農家からの就農や企業が農業に参入する場合、農地の確保に苦労する場合が多く、円滑に農地を確保できる仕組みが求められている。

(2) 生産基盤に関する課題

○農地や生産体制に関する課題

- ・未整備地区では、農地の多くが小区画水田で耕作地が分散しており、また、耕作道路も狭く大型機械による効率的な営農ができていないことや土水路のため用排水不良を来しているなど、生産性の低い基盤状況になっていることから農地整備の必要性が増している。
- ・経営の規模拡大や効率化には、ほ場の大区画化などの基盤整備が必要である。
- ・経営の規模拡大に伴い、施設・機械装備等の能力強化も求められている。
- ・TPPや米価などの経営環境を踏まえ、加工用・飼料用米、園芸作物など多様な作物の導入が求められている。
- ・畜産経営の基盤強化、飼料自給率の向上が課題となっており、牧草などの飼料作物作付による利用は農地の有効活用の観点からも必要である。
- ・経営面積の拡大により、農地周辺の草刈りや用水路管理の負担も大きくなることから、地域で支え合う仕組み等が必要とされている。

○中山間地域等の条件不利地関連

- ・中山間地域では、高齢化や担い手不足が進んでおり、受け手が見つからないまま耕作放棄地となっている例が多く、担い手確保が課題となっている。
- ・特に県南地域においては、鳥獣被害の拡大が大きな問題となっている。福島第一原発事故後のイノシシ等の鳥獣被害は深刻さを増している。

(3) その他

- ・農地中間管理事業の円滑な推進に向けて、関係機関との連携や体制整備、農業者への周知の徹底などが一層求められている。
- ・農地集積率9割に向けた効率的な農地の利用配分計画作成は、複雑で膨大な農地情報を扱うこととなり、計画を作成する市町村にとって大きな負担となる。このため農地台帳や地図情報の電子システム化が求められている。

III 農地集積に関する主要課題の解決に向けた取組

1 担い手に対する重点的な農地集積の推進

認定農業者、農業法人及び集落営農組織等の担い手の育成のほか、新規就農者や新規参入者の支援、人・農地プラン等の推進と併せ担い手への円滑な農地集積、流動化を推進します。

(1) 担い手の育成支援

認定農業者、農業法人及び集落営農組織等を地域農業の担い手と位置付け、農地の集積・集約化を進めます。

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
イ 認定農業者等の確保・育成 認定農業者・農業法人及び集落営農組織等の育成と農地の集積・集約化を推進します。 担当課・室：農業振興課					
ロ 重点的支援による経営体育成 農業法人や集落営農組織等を対象とした農業改良普及センターのプロジェクト課題の推進により、重点的な支援により経営体を育成します。 担当課・室：農業振興課					

(2) 新規就農者・新規参入者支援

県全体で担い手の高齢化等が進む中、新規就農者を安定的に確保することは、地域農業の将来を考える上で、重要な課題となります。

学校卒業後又は研修修了後に就農する農家出身者、Uターン・Iターン就農者など幅広い多様な担い手の確保に向け、市町村の地域農業担い手育成センターをはじ

めとした関係機関との連携により、情報の共有化及び相談体制の充実を図り、円滑な農地の確保、集約化等の支援を進めます。

また、法人等の新規参入希望者に対しては、相談体制を整備し、計画作成や農地確保等の支援を行います。

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
イ 新規就農者の育成と農地集積支援 幅広い人材を確保し、円滑な農地の確保、集約化等を支援します。 (新規就農者数：年間130人 [H32年度まで])					
担当課・室：農業振興課					

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
ロ 法人等の新規参入希望者への支援 新規参入希望者向けの相談体制を整備し、リスト作成、計画作成や農地の確保等の支援を行います。 (新規参入者：H25年度32件 →H32年度37件)					
担当課・室：農業振興課					

(3) 人・農地プラン等の推進

地域の出し手と受け手の関係を整理し、地域の将来像も示す「人・農地プラン」及び「経営再開マスタートップラン」は、農地中間管理事業の農用地利用配分計画の基礎となる重要な計画となります。そのため地域における徹底した話し合いが行われ、地域農業の将来に向け担い手が効率的、安定的な経営を行えるようなプランが作成されるよう支援します。

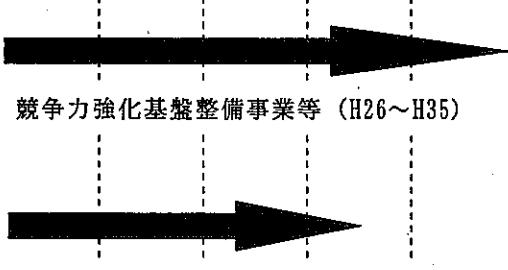
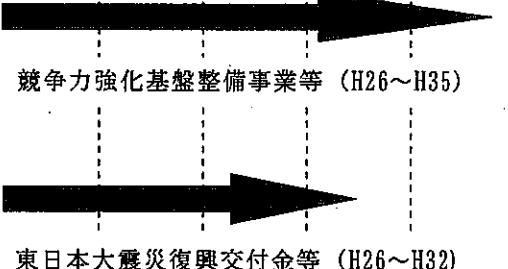
活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
イ 「人・農地プラン」等に基づいた農地集積推進 「人・農地プラン」等の徹底した話し合いにより、担い手への農地集積・集約化を推進します。					
担当課・室：農業振興課					

2 農用地の集積による効率的利用の推進

基盤整備事業との連携、水田のフル活用、園芸・畜産の振興による農地の集積や効率的利用を進めるほか、中山間地域等の条件不利地対策を含めて農地の利用集積・集約化を推進します。

(1) 基盤整備事業との連携

水田の大区画化や高度利用等による生産性の高い土地利用型農業を実現し、担い手の経営基盤強化を図るため農地整備、基幹的な農業用排水施設等の整備を推進するとともに、事業を契機として、地域の話し合い等に基づき担い手への農地集積を推進します。

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
<p>イ 基盤整備事業による担い手の経営基盤強化</p> <p>水田の大区画化や高度利用等に向けた農地整備、基幹的な農業用排水施設等の整備を推進します。</p> <p>津波被災地域においては、従来の1ha標準区画のほか2ha区画の整備を行うなど大規模経営に向けた整備を推進します。</p> <p>(水田整備面積：H22年度71,620ha →H27年度74,500ha→H32年度76,500ha) (大区画水田整備面積：H22年度27,219ha →H27年度29,500ha→H32年度31,500ha)</p> <p>担当課・室：農村整備課、農地復興推進室</p>					
<p>ロ 農地整備事業を契機とした農地集積の推進</p> <p>農地整備事業を契機として、競争力のある担い手を育成するため、地域の話し合いを重ね農地集積を推進します。</p> <p>津波被災地域については、次代の農業者の育成と競争力のある農業の展開を目指し、生産組織の立ち上げや法人化に向けた支援を行います。</p> <p>担当課・室：農村整備課、農地復興推進室</p>					

(2) 水田のフル活用

市町村が作成する「水田フル活用ビジョン」の実現に向け、主食用米はもとより麦・大豆等の作付拡大を推進するとともに、加工用米や飼料用米、園芸作物等多様な農産物の生産拡大を図ることで、地域の特色のある産地育成、生産振興を図り、担い手農業者の経営を発展、安定させ、規模拡大等を推進します。

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
イ 「水田フル活用ビジョン」を踏まえた農地集積の推進 「水田フル活用ビジョン」を踏まえた水田の高度利用と併せて担い手への農地集積・集約化を推進します。 担当課・室： 農産園芸環境課					
ロ 非主食用米や園芸品目等の導入による経営の安定・規模拡大支援 加工用米・飼料用米や園芸作物等の導入により、多様な経営体を育成し、経営の規模拡大等を推進します。 (加工用米栽培面積： H25年度353ha→H28年度1,000ha) (飼料用米栽培面積： H25年度1,480ha→H28年度4,000ha) (水田における園芸特産作物の作付面積： H25年度3,032ha→H28年度3,460ha) 担当課・室： 農産園芸環境課					

(3) 園芸・畜産の振興と農地集積

園芸や畜産等の担い手農業者への農地流動化を促進することにより、経営へ集中する環境等が整えられ、経営の発展、規模拡大につながることが期待されます。また、大規模施設園芸等の用地確保においても農地中間管理事業の活用を促す等により計画実現に向けた支援を行います。

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
イ 園芸振興と農地集積の推進 農地の流動化促進により土地利用型野菜や大規模施設園芸の産地育成を図ります。 (加工・業務用野菜の取組面積： H25年度227ha→H29年度370ha) (園芸施設面積： H25年度920ha→H27年度982ha)					
担当課・室： 農産園芸環境課					

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
ロ 畜産振興と農地集積の推進 農地の流動化促進により畜産飼料の生産、草地利用の推進を図ります。 (飼料自給率： 乳牛用H22年度35%→H27年度46% H22年度59.5%→H27年度75.0%)					
担当課・室： 畜産課					

(4) 農業の多面的機能の維持・発揮

高齢化等で担い手に農地が集中する傾向にある一方で、水路や農地法面の維持管理には労力的に限界があり、出し手・受け手ともにその維持管理に不安を抱いています。多面的機能支払制度等を効果的に活用することにより、農地等の保全・維持管理を地域で支え、担い手への農地集積を支援します。

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
イ 多面的機能支払制度等の活用と担い手支援 多面的機能支払制度等の活用により、保全・維持管理を地域で支え、担い手への農地集積が後押しされるよう支援します。					
担当課・室： 農村振興課					

(5) 中山間地域等の条件不利地対策

中山間地域等では、高齢化や担い手不足の課題に加え近年では、イノシシやサルなどの有害鳥獣の被害が拡大しており、耕作放棄地の発生を助長する大きな要因になっています。これらの課題を踏まえ地域の将来像を描くための話し合いを行い、課題解決に向けた取組を支援します。

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
イ 耕作放棄地対策等 地域の話し合いの充実を図り、農地の活用や対策を検討し、農地中間管理事業等の関連事業を活用することにより耕作放棄地解消につなげるよう支援します。 また、農業生産条件が不利な中山間地域の実情を踏まえ、農地整備や生活環境基盤整備を総合的に推進します。 (耕作放棄地解消面積： 耕作放棄地面積H22年9,720ha→H32年度までに2,000haを再生)					
担当課・室：農村整備課、農業振興課					
ロ 有害鳥獣対策 有害鳥獣に関する最新の情報を把握し、関係機関、部署等と連携を図りながら解決策を模索し、対策を進めています。					
担当課・室： 農産園芸環境課					

3 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業の普及啓発、重点的に推進するモデル地区への支援を行い農地集積・集約化を加速化させます。

(1) 農地中間管理事業の普及啓発と円滑な実施

市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等関係機関との連携強化を図るとともに、農地中間管理事業制度の周知徹底を図り、機構集積協力金を有効に活用するなどして、地域農業の将来像が描けるよう積極的に支援します。

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
イ 関係機関との連携と普及啓発 市町村等関係機関との連携を密にし、農地中間管理事業の円滑な推進に努め、担い手への農地集積を推進します。					
担当課・室：農業振興課					
ロ 農地中間管理事業による農地集積推進 地域の話し合いを促進し、機構集積協力金を効果的に活用しながら、農地中間管理事業による農地集積を推進します。 (農地中間管理事業： 事業実施面積H35年度累計58,300ha)					
担当課・室：農業振興課					
ハ 農地台帳・電子地図システム活用による農地集積 農地台帳・電子地図システムを活用して、地域農業の計画、農地集積、遊休農地の解消等に向けた取組を推進します。					
担当課・室：農業振興課					

(2) 重点的に推進する地域への支援

担い手への農地集積を進める機運や具体的な話し合いが行われている地域を重点的に支援することにより、農地中間管理事業の効果的な活用事例を示し、県内全体への波及により、効率的に事業を推進していきます。

重点的に実施する地区（モデル地区）として、各圏域ごとにおおむね2～3地区を選定し、地方推進本部内の関係部が共通認識を持ち、農地中間管理事業を活用しながら、担い手の育成に加え、出し手の掘り起こしなども計画的に行い、農地集積・集約化を重点的に支援します。支援に当たっては、人・農地プランの内容を踏まえるとともに、市町村等の関係機関の協力を得ながら連携して、取組を推進します。

モデル地区の支援期間は、おおむね2年間とし、その都度見直しを行い、新たな地区への波及に努めます。

活動項目及び内容	計画期間				
	H26	H28	H30	H32	H34, 35
イ 重点的支援地区（モデル地区）の設置 人・農地プラン等を踏まえ、農地集積に関する話し合いや計画が進んでいる地区を重点的に支援し、先進事例として情報発信します。 ・圏域ごとにおおむね2～3地区のモデル地区を設置し支援 （7圏域×2～3地区×10年/2年毎）					

担当課・室： 農業振興課

(3) プランの推進

本プランの推進に当たっては、宮城県農地集積推進本部設置要綱に基づき「県推進本部」(県庁)、及び「地方推進本部」(各事務所)を設置し進行管理等を行います。

また、県は、Ⅲに掲げた「農地集積に関する主要課題の解決に向けた取組」に農地中間管理機構、市町村、市町村農業委員会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と一体となって各活動に取り組むことで、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を推進します。

(関係機関との役割分担)

県及び関係機関との連携による推進体制は、図1の概念図のとおりです。

【県】

県の農地集積推進本部(県庁)は、関係機関との連携・調整を行うとともに、宮城県農地集積アクションプランを作成し、進行管理を行います。

地方推進本部(各事務所)は、各圏域の推進体制を構築するとともに、農地集積アクションプランの進行管理等を行います。また、市町村が作成した「農地集積に係る市町村ビジョン」の実施を支援し、管内の農地の集積・集約化を推進します。

【農地中間管理機構】

農地中間管理機構は、農地中間管理事業の業務を遂行し、農地の有効活用及び担い手への農地集積・集約化を推進します。

中間管理事業の実施に当たっては、現場の状況に精通している各市町村及び市町村公社、農業協同組合等へ関連業務の委託を行い、円滑な事業実施に向けた連携を図ります。

【市町村】

地域の話し合い等により今後の地域農業の在り方などを記した「人・農地プラン」等を作成し、その実現を目指します。

また、農地集積等における課題、今後の方針や取組などについて記した「農地集積に係る市町村ビジョン」の実践により、農地の効率的な活用、担い手への農地集積・集約化を推進します。

【農業協同組合、市町村公社等】

農地利用集積円滑化団体としてのノウハウを生かした農地集積の調整役の機能を担います。

市町村との役割分担に基づき、地域の話し合い等を支援し、農地の効率的な活用、担い手への農地集積・集約化を推進します。

(別表1)

○各年度別担い手への農地集積目標及び年間集積面積

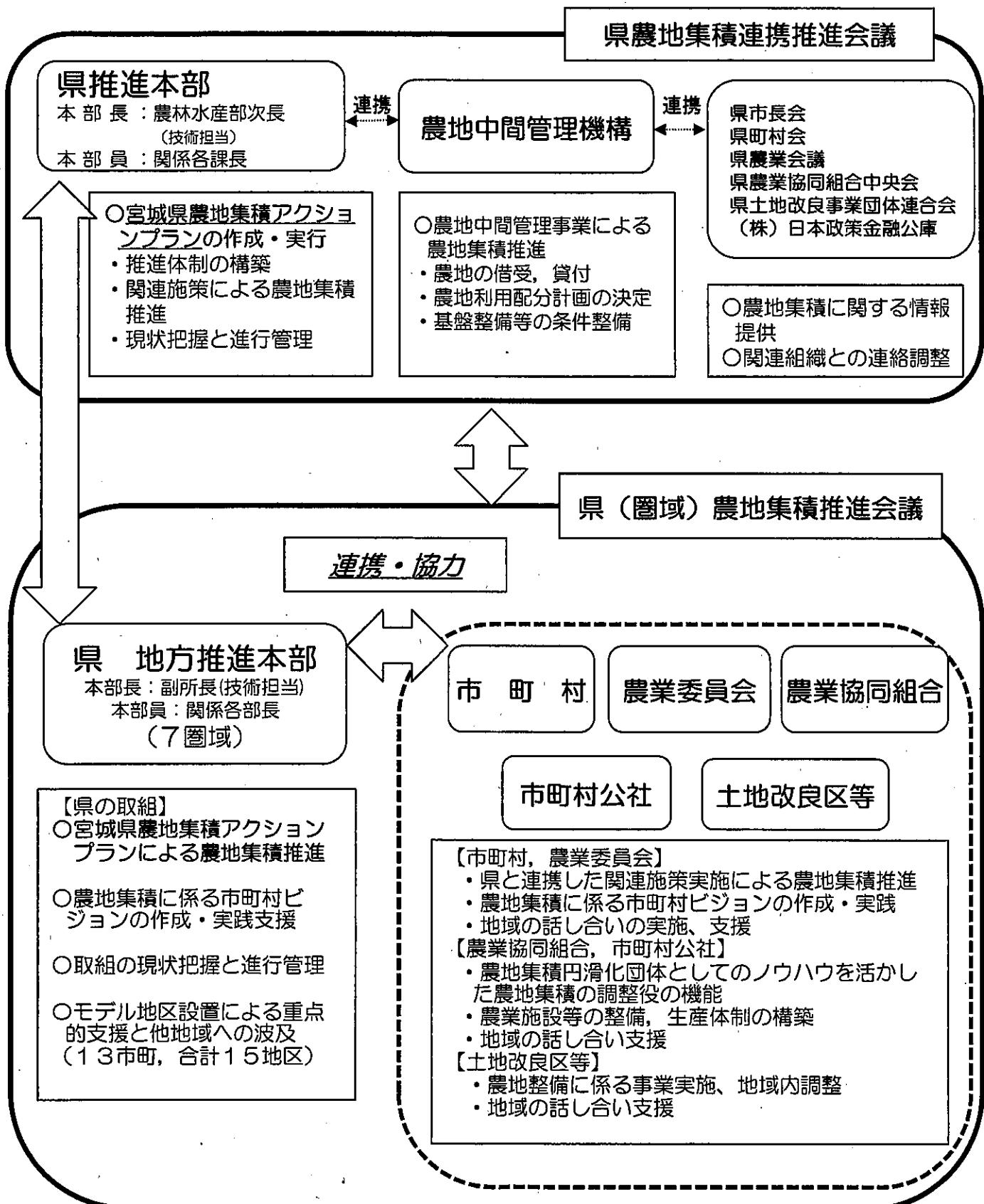
項目		年目、年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	10年間の 計、 構成比
耕地面積(H25) ①		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
耕地面積(129,600) ① ※1		129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	
年間自己所有面積②		-1,010	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	2,190
内訳													
年間借入面積(機構事業等)③		2,473	2,000	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560	3,800	3,600
年間農作業受託面積④		-53	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	11,587
年間集積面積(全体)⑤		1,410	3,490	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	5,030	57,550
自己所有面積⑥		21,110	20,100	20,420	20,740	21,060	21,380	21,700	22,020	22,340	22,660	22,980	23,300
内訳													
自己所有面積(機構事業等)⑦		14,527	17,000	19,000	23,560	28,120	32,680	37,240	41,800	46,360	50,900	54,700	58,300
農作業受託面積⑧		23,453	23,400	24,570	25,740	26,910	28,080	29,250	30,420	31,590	32,760	33,930	35,040
担い手への集積面積(全体)⑨		※2 59,090	60,500	63,990	70,040	76,090	82,140	88,190	94,240	100,290	106,320	111,610	116,640
集積率(% ⑨/①×100)		46%	47%	49%	54%	59%	63%	68%	73%	77%	82%	86%	90%

※1 耕地面積：農林水産省農林水産統計の平成25年耕地面積。

※2 担い手への集積面積：認定農業者(農業法人を含む)、特定農業法人、特定農業団体、市町村基本構想水準到達者及び集落内の當農を一括管理・運営している集落當農等が所有権、利用権(借入)、作業受託(特定農作業受委託契約)により経営する面積。

宮城県農地集積推進体制

1



農地中間管理事業における重点的に推進する地区(モデル地区)一覧

	地方推進本部	市町村名	重点地区名	地区的面積
1	大河原	柴田町	下名生(しものみょう)地区	62ヘクタール
2	"	村田町	針生前地区	24ヘクタール
3	仙台	岩沼市	玉浦中部地区	100ヘクタール
4	"	七ヶ浜町	七ヶ浜地区	120ヘクタール
5	"	山元町	山元東部地区	470ヘクタール
6	大崎	色麻町	下高城地区	73ヘクタール
7	"	加美町	雷(いかづち)地区	120ヘクタール
8	"	美里町	青生(あおう)地区	211ヘクタール
9	栗原	栗原市	下刈敷地区	75ヘクタール
10	"	"	上富(かみとみ)地区	50ヘクタール
11	登米	登米市	中津山地区	62ヘクタール
12	"	"	飯島地区	204ヘクタール
13	石巻	石巻市	河南4期地区	105ヘクタール
14	"	東松島市	大曲地区	142ヘクタール
15	気仙沼	南三陸町	西戸川(さいどがわ)地区	20ヘクタール
	合計	13市町	15地区	1,838ヘクタール

宮城県農地集積アクションプランの関連施策一覧

H26.9

No.	項目		関連事業名	事業概要	担当課	備考
1	III-1 担い手に対する重点的な農地集積の推進	(1) 担い手の育成支援	イ 農業経営基盤強化促進事業	・担い手育成総合支援協議会への支援及び担い手への農業用機械・施設等の整備支援を行うもの。	農業振興課	
2			イ、ロ 集落営農ステップアップ支援事業	・多様な集落営農組織の経営高度化、被災集落営農組織への経営再開支援等を行うもの。	農業振興課	
3			イ 被災地域農業復興総合支援事業(C4事業)	・東日本大震災により被害を受けた市町村が実施する農業用施設・機械導入への支援を行うもの。	農業振興課	
4			イ 菅及指導員活動費	・農業改良普及センターの普及指導員の活動により、地域の特性に即した農業振興を図るもの。	農業振興課	
5		(2) 新規就農者・新規参入者支援	イ 青年農業者育成確保推進事業	・新規就農者の確保・育成を図るもの。	農業振興課	
6			ロ 農業参入支援事業	・本県農業の新しい担い手として、関係機関の理解を得て、企業の円滑な農業参入を推進するため、推進資料の作成やセミナーを開催する。	農業振興課	
7	(3) 人・農地プラン等の推進	イ 地域農業経営再開復興支援事業	・経営再開マスターープランの作成・実現に向けた支援や機構集積協力金の交付を行うもの。	農業振興課		
8		イ 人・農地プラン推進事業	・人・農地プランの見直し・実現に向けた支援や機構集積協力金の交付を行うもの。	農業振興課		
9	III-2 農用地の集積による効率的利用の推進	(1) 基盤整備事業との連携	イ 農地整備事業費(農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金)	・農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行うもの。	農村整備課	
10			イ 農地整備事業費(東日本大震災復興交付金)	・津波被害を受けた農地について、効率的かつ安定的な農業經營を確保するため、必要な生産基盤の整備を行うもの。	農村整備課	
11			イ 復興基盤総合整備事業費(東日本大震災復興交付金)	・津波被害を受けた集落周辺の地域における生産基盤の整備を行うもの。	農地復興推進室	
12			イ 農地整備事業費(農村地域復興再生基盤総合整備事業)	・津波被害を受けた農地及びその周辺農地の効率的かつ安定的な農業經營を確保するため、必要な生産基盤の整備を行うもの。	農村整備課	
13			イ 農業基盤整備促進事業費	・水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の生産基盤の整備を行うもの。	農村整備課	
14			イ 被災地域農業復興総合支援事業(C4事業)	・東日本大震災により被害を受けた市町村が実施する農業用施設・機械導入への支援を行うもの。	農業振興課	
15			ロ 農業経営高度化支援事業費(農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金)	・地域農業を効率的・安定的に担う経営体への農地利用集積を促進するもの。	農村整備課	
16			ロ 農業経営高度化支援事業費(東日本大震災復興交付金)	・津波被害を受けた農地について、将来の農業生産を担う経営体への農地利用集積を促進するもの。	農村整備課	
17			ロ 農業経営高度化支援事業費(農村地域復興再生基盤総合整備事業)	・津波被害を受けた農地及びその周辺農地について、将来の農業生産を担う経営体への農地利用集積を促進するもの。	農村整備課	
18	(2) 水田のフル活用	イ 直接支払推進事業	・米の需給調整と水田のフル活用に取り組むため、市町村や関係機関、農業団体等と連携し、経営所得安定対策等の円滑な推進を図るもの。	農産園芸環境課		
19		ロ 飼料用米生産拡大推進事業	・飼料用米の生産拡大に向けて、多収性専用品種の種子確保と多収穫・低コスト栽培技術の確立を目指すもの。	農産園芸環境課		
20		ロ 売れるみやぎの麦・大豆生産拡大事業	・実需者ニーズに即した、麦・大豆生産を推進するもの。	農産園芸環境課		
21		ロ 園芸振興戦略総合対策事業	・園芸特産産地の構造改革を進め、競争力を強化するとともに、技術的な課題解決、認知度向上や販売対策の展開、生産施設・機械の整備等により、園芸産出額の向上を図る。	農産園芸環境課		

No	項目			関連事業名	事業概要	担当課	備考
22	III-2 農用地の集積による効率的利用の推進	(3) 園芸・畜産の振興と農地集積	イ	被災地域農業復興総合支援事業(C4事業)	・東日本大震災により被害を受けた市町村が実施する農業用施設・機械導入への支援を行うもの。	農業振興課	
23				イ 園芸振興戦略総合対策事業	・園芸特産地の構造改革を進め、競争力を強化するとともに、技術的な課題解決、認知度向上や販売対策の展開、生産施設・機械の整備等により、園芸産出額の向上を図る。	農産園芸環境課	
24			ロ	畜産基盤再編総合整備事業	・牧草地の造成、整備、改良 ・牧草地の利用に必要な施設、機械等の整備	畜産課	
25		(4) 農業の多面的機能の維持・発揮	イ	多面的機能支払事業	・農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るために、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援するもの。	農村振興課	
26			イ	耕作放棄地対策事業	・県内耕作放棄地のリスト化及び有効活用を行うための支援を行うもの。	農業振興課	
27		(5) 中山間地域等の条件不利地対策	イ	中山間地域総合整備事業費(農山漁村地域整備交付金)	・農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図るために、農業生産基盤の整備と農村生活環境等の整備を行うもの。	農村整備課	
28			ロ	鳥獣害防止対策事業	・野生鳥獣による農作物被害を軽減させるためのソフト・ハード事業を実施する。	農業園芸環境課	
29	III-3 農地中間管理事業の推進	(1) 農地中間管理事業の普及啓発と円滑な実施	イ、ロ	農地保有合理化促進事業	・農地中間管理機構が行う担い手への農地利用集積推進のための農地売買仲介機能を支援するもの。	農業振興課	
30			イ、ロ	農地中間管理事業	・農地中間管理事業の事務費の補助、事業推進により農地集積・集約化を図るもの。	農業振興課	
31			ハ	農業委員会交付金・補助金	・農業委員会が作成する農地台帳の電子化を支援するもの。	農業振興課	

